

特定非営利活動法人WE 2 1 ジャパン青葉定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人WE21 ジャパン青葉という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市青葉区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地球環境を保全するため、神奈川県横浜市青葉区を中心に資源のリユース・リサイクルを推進するとともに、アジア等における環境破壊、抑圧、性差別、戦禍、飢餓、貧困などにより生存生活の困難にさらされている人々に対して、生活及び自主的活動に関する物的・技術的支援と助成を行うことで、アジア各地域の人々の生活の向上と自立に寄与するとともに、地域市民の環境、人権、平和、協力等に関する国際的な意識の自覚を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人が行う活動は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）が定める次の種類のものである。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 上記の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 資源のリユース・リサイクルを推進する事業
- (2) アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業
- (3) その他、第3条の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の運営に参加できる個人を会員とし

「法」上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、この法人が別に定める入会申込書を提出して申し込むものとし、理事会が承認する。ただし、理事会は、とくに正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(資格の喪失)

第10条 会員に次の事情が生じたときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第11条 会員が、この定款に違反し、法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会において会員総数の3分の2以上の議決により、除名することができる。ただしこの場合は、その会員に、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(役員の種類と定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事6人以上12人以下
 - (2) 監事2人
- 2 理事のうち、1人を代表理事、若干名を副代表理事とすることができる。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第 14 条 代表理事はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員任期は 2 年とする。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに当たるときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職員)

第 17 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 19 条 総会は、会員をもって構成する。

(機能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回、年度開始 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 22 条 総会は、代表理事が招集する。ただし第 14 条第 4 項第 4 号の規定による臨時総会は監事が招集する。

- 2 代表理事は、臨時総会開催の請求があったときは、請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、代表理事又は監事は、総会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明示する議題を記載した開催通知を、必要と判断される資料、欠席会員が表決に参加するために必要な書類とともに、少なくとも会議開催の 5 日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ会員に通知した事項に限られるものとする。

2 総会の議事は、この定款で別段の定めがあるものを除いて、出席会員（議長を含む）の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 26 条 会員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会に出席できない会員は、通知された議案について書面または電磁的方法、オンライン会議等の方法をもって表決し、又 は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により議決に参加した会員は、第 24 条（定足数）、第 25 条（議決）については総会に出席したものとみなす。ただし、総会の議事録を作成する際には、出席者数及び議決参加者数の表記において、書面若しくは電磁的方法、オンライン会議等による表決又は表決委任をした会員の数が明らかになるようにしなければならない。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 29 条 理事会は、総会の決定に基づき、日常の執行方針を議決し、その実現を図る。

(開催)

第 30 条 理事会は、次の場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、理事又は監事から第30条の規定に基づく理事会開催の請求があったときは、請求の日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときには、代表理事は、理事会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明記する議題を記載した開催通知を、必要と判断される資料、欠席理事が表決に参加するために必要な書類とともに、少なくとも会議開催の5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事又は副代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ理事に通知した事項に限られるものとする。

2 理事会の議事は、出席理事（議長を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 理事会に出席できない理事は、通知された議案の各々について書面または電磁的方法、オンライン会議等の方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により議決に参加した理事は、第33条（定足数）、第34条（議決）、第36条（議事録）については理事会に出席したものとみなす。ただし、理事会の議事録を作成する際には、出席理事数及び議決参加理事数の表記において、書面もしくは電磁的方法による表決、オンライン会議等の方法で参加した理事の数が明らかになるようにしなければならない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益
- (資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、この方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度の開始時点までに当該年度の予算が成立していないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、当該年度の予算が成立した場合には、その予算に基づく収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、事業年度に繰り越すものとする。剰余金は本会の会員に分配することができない。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 44 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会で借入限度額を決定しなければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 45 条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(解散)

第 46 条 この法人は、次の場合に解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 総会の決議によりこの法人が解散するときは、会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会で決定した団体に帰属するものとする。

(合併)

第 48 条 他の法人との合併を行うには、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を必要とする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、事務所所在地の掲示場に掲示して行い、あわせて、官報に掲載する。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 50 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

運営委員	石山	典代
同	小林	正江
同	齋藤	孝子
同	霜山	恵子
同	本阿彌	久仁子
同	松本	美記子
同	宮川	郁美
同	村田	ちさと
監査委員	友澤	ゆみ子
同	山崎	由喜子

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2001 年の 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から 2001 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会員	年会費 2000 円
----	------------

附則

この定款は、2003 年 9 月 11 日から施行する。

附則

この定款は、2006 年 5 月 17 日から施行する。

附則

この定款は、2006 年 8 月 30 日から施行する。

附則

この定款は、2014 年 10 月 7 日から施行する。

附則

この定款は、2017 年 5 月 21 日から施行する。

附則

この定款は、2021 年 9 月 6 日から施行する。